

記 録

令 和 3 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年8月30日 (月)

令和3年8月農業委員会定例総会議事録

令和3年8月農業委員会定例総会を令和3年8月30日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
8番	甲斐英教	9番	山本孝志
10番	溝口秀樹	11番	海野善文
12番	寺原勝	13番	安藤嘉弥
14番	田原千春		

欠席委員（1名）

7番 松木親則

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（なし）

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

8 番 1 3 番

日程第2 議案第5 1 号 農地法第3 条第1 項の規定による許可申請について

議案第5 2 号 農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について

議案第5 3 号 農地法第5 条第1 項の規定による許可申請について

議案第5 4 号 農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第5 5 号 農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第5 6 号 農地法第1 8 条の規定による許可申請について

議案第5 7 号 非農地証明願いについて

報告第3 9 号 農地法第4 条第1 項第8 号の規定による農地転用届出について

報告第4 0 号 農地法第5 条第1 項第7 号の規定による農地転用届出について

報告第4 1 号 農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出について

報告第4 2 号 農地改良届について

報告第4 3 号 取消願について

報告第4 4 号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第4 5 号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

8 番 印

13 番 印

記 録

議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 ただいまから令和3年日向市農業委員会8月定例総会を開会します。
なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定していただきたいと思います。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくをお願いします。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に8番委員、13番委員を指名します。よろしくをお願いします。
次に、日程第2、議案審議に入ります。
まず、議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
資料の2ページをご覧ください。
受付番号36番、土地の所在地、塩見。地目、田、地積374㎡外8筆で、合計1,750㎡です。譲受人の受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。譲受人は1万1,580㎡耕作されており、譲渡人とは遠縁に当たるそうです。譲渡人がお亡くなりになり、近い身内の方で耕作される方がいらっしやらないということで、譲受人が引き受けることとなったようです。
今回は、所有権有償の売買による移転となっております。
農地法第3条第1項の規定による許可申請であり、同法第3条第2項の各号には該当しておりません。
皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号36担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。補足はありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の5ページをご覧ください。
受付番号9番、土地の所在地、塩見。地目は田、登記面積は603㎡外1筆

記 録

事務局	<p>で、田の合計が1, 117㎡です。転用目的は農業用倉庫、駐車場となっております。</p> <p>先日、26日に担当委員と事務局で現地調査に行っていました。申請人は、畜産農家ですが、ご自宅の建て替えに当たり、農業用機械等を保管する倉庫の敷地内確保が困難となり、今後の利便性も考えて、ご自身の農地の近くに農業用倉庫を建設したいと考え申請されたものです。</p> <p>申請地は、平成20年に農地法の許可を受けて建設会社の現場駐車場として貸していたため、土地をならず程度で造成等は必要ないとのことでした。周辺の農地の進入路は確保されており、また、隣接所有者からは、建設に当たり同意を得ているようです。</p> <p>雨水は自然浸透式とし、生活排水等の雑排水は発生しないとのことでした。</p> <p>申請地は農用地区域に該当しますが、農用地利用計画に即した土地利用であるため、不許可の例外に該当します。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請であり、同法第2項の各号には該当しません。</p> <p>続きまして、受付番号10番、土地の所在地、美々津町。地目が田、登記面積が1, 308㎡外2筆で、田の合計が1, 743㎡です。申請人の転用目的は牛舎、倉庫、堆肥舎となっております。</p> <p>先日、26日に担当委員と一緒に現地調査をしました。申請人は、申請地近くで畜産を営む専業農家です。規模拡大のため、牛舎の増棟を計画されましたが、既存牛舎の敷地内は狭く建てることのできないこと、既存牛舎との距離や敷地面積、周辺農家からの了承を得られる場所を探した結果、申請地しかなかったとのことでした。</p> <p>雨水等はU字溝から水路へ排水し、汚水等はおがくずで吸収後、堆肥舎へ運搬するとのことでした。</p> <p>申請地は農用地区域に該当しますが、農用地利用計画に即した土地利用計画であるため、不許可の例外に該当します。</p> <p>農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第2項各号には該当しません。</p> <p>以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号9担当の2番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の9ページをご覧ください。</p> <p>受付番号23番、土地の所在地、富高。地目は田、地積は1,368㎡外1筆で、田の合計が2,389㎡です。譲受人は、のり面工事等を行う会社経営をされていて、10年ほど前からこの土地を借りて、主に資材置場として利用されていたそうです。今回、譲渡人から農地としても使えないので購入してほしいとの打診があり、追認申請されるものです。譲受人より始末書が提出されています。</p> <p>先日、26日に担当委員と一緒に現地調査をしました。申請地の奥には譲渡人の農地がありますが、現在は耕作されていないようでした。ただし、また農地として使う可能性もありますので、そちらへの進入路はそのまま保つよう確認をしました。</p> <p>雨水は自然浸透式とし、生活排水等の雑排水は発生しないため、付近に与える影響はありません。</p> <p>申請地は周辺の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第2項の各号には該当しないため、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>以上、皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号23担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>9番委員です。</p> <p>8月26日に現地調査に担当委員、事務局と行ったんですけども、推進委員とも話したんですけども、全然問題はないということで話しました。お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>それでは、ここで一旦休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>次に、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の12ページをご覧ください。</p> <p>関連がありますので、17番、18番併せて説明をします。</p> <p>番号17番、18番それぞれ利用権の設定を受ける者は同じ人です。17番、土地の所在地が美々津町。地目が田、地積が875㎡です。18番、土地</p>

記 録

- 事務局 | の所在地、美々津町。地目が田、地積が1, 451㎡です。双方とも利用権の種類は賃借権設定であり、期間は令和3年9月1日から令和6年8月31日の3年間で、賃金が10a当たり1万円となっております。それぞれ作物は水稲、千切り大根を作付されるということです。今回のこの案件は、更新となっております。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請であり、いずれも同法第2項の各号には該当いたしません。
- 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございます。
- ただいまの説明にありました案件につきまして、質疑はございませんか。ないようですので、お諮りします。
- 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。
- 全員賛成ですので、原案のとおりといたします。
- ここで休憩します。
- (休 憩)
- 議長 | それでは、再開します。
- 次に、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
- それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 資料の15ページをご覧ください。
- 受付番号36番、利用権の設定を受ける者公益社団法人宮崎県農業振興公社、土地の所在地、日知屋。地目が田、地積が2,350㎡外2筆で、田の合計が5,142㎡です。利用権の種類が賃借権設定、期間が令和3年10月1日から令和12年1月31日の8年4か月、賃金が玄米70kgとなっております。
- こちら3筆とも農地中間管理機構へ集積後、この後の報告で農業法人へ配分される予定です。
- 続きまして、番号37、利用権の設定を受ける者公益社団法人宮崎県農業振興公社、土地の所在地が富高。地目が田、地積が417㎡、利用権の種類が賃借権設定、期間が令和3年10月1日から令和12年7月31日の8年10か月で、賃金が2,600円となっております。
- こちら農地中間管理機構へ集積されるんですけれども、この後の報告で、こちらご本人に配分されることとなっております。ただし、今後、耕作者変更等が可能性としてあるとのことなので、使用貸借ではなく、賃借権の設定をされたとのこと。
- なお、ご本人への配分の際には、賃借権の設定をしていますが、実際には賃借料は発生しないということになっております。
- 続きまして、資料の16ページ、受付番号38番から43番まで併せて説明をさせていただきます。
- いずれも土地の所在地は富高で、地目は田が16筆です。合計5,897㎡となっております。
- こちらは、この後の報告で全て新規就農者に配分される予定です。この利用

記 録

- 事務局 権の設定を受ける者は、現在、施設野菜の営農研修を受けていますが、この申請地を就農地と決め、ハウスを建てられるめどが立つまでは露地野菜を作付するとのことです。
続きまして、20ページをお開きください。
受付番号44番、利用権の設定を受ける者公益社団法人宮崎県農業振興公社、土地の所在地、東郷町。地目が畑、地積が482㎡です。利用権の種類は賃借権設定、期間は令和3年10月1日から令和23年9月30日の20年間です。
こちら中間管理機構へ集積後、この後、法人へ配分されることとなっております。この法人は、こちらで果樹を植える予定です。関連の集積が何度かありましたが、現在、計画されている定植地は、今回の申請で最後となります。
以上9件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第56号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の23ページをご覧ください。
農地法第18条の規定による許可申請についてということで、こちら全て合意解約となっております。19番から21番が集積の解約、22番から23番が配分の解約となっております。いずれも設立日、解約日、引渡日が令和3年7月20日、令和3年7月20日、令和3年8月31日となっております。解約理由は、全て耕作者変更のためとなっております。
以上5件、皆様のご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第57号「非農地証明願いについて」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の27ページをご覧ください。
受付番号16番、土地の所在地、幸脇。登記地目、畑、現況地目、山林、登

記 録

事務局	<p>記面積484㎡です。</p> <p>先日、26日に担当委員と事務局で現地調査に行つてまいりました。現況は竹山等で、かなり長い期間、耕作をされていない山林状態でした。証明内容にもありますとおり、10年以上耕作放棄されていて、かつ今後も耕作をする予定はないような土地でございました。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号16担当の10番委員から補足があれば説明をお願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番委員です。</p> <p>今、事務局の言ったとおり、26日、事務局と農地調査、それから確認をさせていただきます。10年以上ということで、現地に行ってみますと、雑木が密集して、耕作不能と判断させていただきました。</p> <p>皆様のご承認をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、7月定例総会におきまして審議保留となりました議案第50号の審議を行います。</p> <p>別紙をご覧ください。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案第50号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」です。</p> <p>お手元の資料のあるとおり、土地の所在地が平岩の一部です。所有者から申請人が所有権移転売買で取得し、転用を行う、農振除外を行うということで申請があつておりました。</p> <p>これは、前回、保留となつた案件で、保留となつたのは、申請人とこの土地の隣接地というか、その近くでハウスをされている方の覚書が取れておりませんでした。なので保留になりましたが、今回、両者の間で覚書が交わされ、もし申請人の原因でその方に被害があつた場合は、それについてはちゃんと補償するという内容の覚書が提出されております。</p> <p>改めて、皆様方の審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。
 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
 それでは、以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
 続きまして、報告第39号から報告第45号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長

それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
 まず、報告第39号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。
 議案書では29ページです。
 届出の件数は1件、土地は田1筆で、面積は628㎡であります。転用目的につきましても、住宅でございます。
 次に、報告第40号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。
 議案書では32ページでございます。
 届出の件数は8件、土地は田1筆、畑10筆で、面積は2,721㎡であります。転用目的につきましても、住宅、倉庫等でございます。
 次に、報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。
 報告書では37ページです。
 届出の件数は4件、土地は田17筆、畑6筆で、面積は12,294㎡であります。
 次に、報告第42号「農地改良届について」でございます。
 議案書では42ページになります。
 1件の届出があり、平岩の田を畑として使おうとするものです。土地は田8筆で、面積は1,203㎡でございます。
 次に、報告第43号「取消願について」がありました。
 議案書では45ページです。
 先ほどの報告第40号の受付番号78、35ページにありますが、これ、移転登記前に地目変更を行いたいということで取消しとなりました。
 次に、報告第44号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。
 議案書では47ページです。
 これは、市の農業畜産課から提供された情報でございます。
 報告件数が2件、田が22筆、13,105㎡、畑1筆、482㎡の農地配分が行われております。
 詳細につきましては、報告第44号別紙をご覧ください。
 次に、報告第45号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。
 6月の定例総会にて可決いたしました5条申請1件が知事許可されております。
 以上、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。
 それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

記 録

議長 | ご意見、ご質問もないようですので、これもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。
本日はご協力ありがとうございました。